

令和5年（行ウ）第9号、令和5年（行ウ）第10号

損害賠償請求義務付け等請求事件

原告 和田香穂里 外28名

被告 西之表市長 八板俊輔 外1名

参加原告



### 被告準備書面（1）

令和6年4月5日

鹿児島地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士 野 田 健 太 郎  
同 前 田 圭 子



第1 訴状及び共同訴訟参加申出書における請求の趣旨第2項に対する本案前の答弁の理由の補充

1 被告西之表市長は、令和4年12月2日付けで、西之表市告示第208号に係る道路法第10条第1項に基づく馬毛島1号線から3号線までの各路線を廃止する処分（乙7。以下、「本件各路線廃止処分」という。）をした。本件訴えのうち請求の趣旨第2項の請求に係る部分は本件各路線廃止処分の無効確認又は取消しを求めるものであるところ、答弁書で述べたとおり、かかる部分は却下されるべきである。

以下、答弁書で述べたところを補充する。

2 地方自治法第242条の2に定める住民訴訟は、地方財務行政の適正な運営

を確保することを目的とし、その対象とされる事項は同法第242条第1項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られ、同事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。したがって、財務会計上の行為又は事実としての性質を有しないところの一般行政上の行為又は事実は住民訴訟の対象とはならないのであって、原告ら及び参加原告の訴えのうち請求の趣旨第2項に係る部分が適法といえるためには、西之表市長が道路法第10条第1項に基づいてした本件各路線廃止処分が財務会計上の行為としての財産管理行為に当たる場合でなければならない（最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決・民集44巻3号431頁、乙8）。

3 そこで、道路法第10条第1項に関する法令の定めをみると、次のとおりである。

道路法は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的としている（同法第1条）。同法における道路は、一般交通の用に供する道で同法第3条各号に掲げるものをいい（同法第2条第1項）、道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、原則として私権を行使することができない（同法第4条）。

同法第3条第4号には道路の種類として市町村道が挙げられているところ、市道は、市の区域内に存する道路で、市長がその路線を認定したものをいう（同法第8条第1項）。西之表市道管理規程第3条第1項は、路線の認定については、多数の住民が一般交通の用に利用し、又は利用が予定される道路でなければならないと規定している（乙9）。

市道の管理は、その路線の存する市が行う（同法第16条第1項）。道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通

に支障を及ぼさないように努めなければならない（同法第42条第1項）、道路の管理に関する費用は、原則として、当該道路の道路管理者が負担する（同法第49条）。

市長は、市道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる（同法第10条第1項）。路線の廃止とは、その路線の対象となっている道路を、道路法上の道路に非ざるものすなわち廃道とする行政処分であり、当該処分がされると、道路管理者の道路管理上の責任が解除されることになる。路線の廃止を行うことができるのは、当該路線に係る道路の機能が失われて、当該道路を一般交通の用に供する必要がなくなった場合であり、このような場合には、道路法上の道路として存置して管理し、道路管理者の道路管理上の責任を存続させることは適当でないので、当該道路を廃道として道路管理者のこのような責任を解除することができることとしたものである（乙10、80頁）。

- 4 路線の廃止は、一般交通の用に供する道として認定され、私権の行使が制限され、道路管理者たる市が管理していたものを、当該路線に係る道路の機能が失われ、当該道路を一般交通の用に供する必要がなくなったことから、道路管理者の道路管理上の責任を解除するものであって、それ自体としては、円滑な道路交通の確保及び発達という非財務的見地から行われる道路行政上の行為にほかならず、道路施設の財産的価値の維持、保全又は実現を目的とするものではなく、地方自治法第242条の2に規定する住民訴訟の対象とはならない。

（東京地判昭和55年10月9日行集31巻10号2069頁、東京高判昭和57年2月25日行集33巻1・2号201頁等参照）。

本件では、馬毛島内の道については、昭和45年10月1日に馬毛島1号線が、同46年3月26日に馬毛島2号線及び3号線がそれぞれ路線の認定をされた（乙11）。最盛期には500人を超えていた馬毛島内の居住者が次第に流出し、昭和55年に、無人島となって以来、一般交通利用が激減した。その

後、島の90%以上が国及び民間企業の所有になったことにより、一般交通の用に供するという市道としての機能を失っている実情があり、将来においても、一般の交通に供される見通しが立たなくなった。本件各路線廃止処分は、上記の事情から、円滑な道路交通の確保及び発達という非財務的見地から行われた道路行政上の行為であって、馬毛島1号線から3号線についての西之表市の道路管理上の責任を解除することを主眼とするものであり、財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財産的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為に当たらない。したがって、本件各路線廃止処分は地方自治法第242条の2に定める住民訴訟の対象となる行為とはいえないから、その無効確認又は取消しを求める原告ら及び参加原告の訴えは不適法であり、原告ら及び参加原告の本件訴えのうち請求の趣旨第2項に係る部分は却下されるべきである。

## 第2 請求の原因に対する認否

1 第1は訴訟の概要を述べたものであるので、認否しない。

2 第2について

(1) 第1項の馬毛島についての記述は、概ね認める。

(2) 第2項及び第3項は認める。ただし、本件訴えのうち請求の趣旨第2項の請求に係る部分が地方自治法第242条の2第1項第2号に基づく請求に該当することについては争う。

(3) 第4項(1)は、第1段落から第3段落までは認める。第4段落は「これによって、漁業被害が発生し出したため」は不知、その余は認める。第5段落以降は不知。タストン・エアポート株式会社から立ち入りを拒否されていたので確認はできていない。

同項(2)の時系列表については、南日本新聞が令和5年1月18日に「2007年以降の馬毛島を巡る主な動き」と題してこの表を掲載して報じたことは認める。ただし、甲5は、1頁目と2頁目の内容が繋がっておらず、

新聞記事の内容を示す資料として信用性に疑いがある。

### 3 第3について

(1) 第1項は概ね認める。

(2) 第2項のうち、第1段落ないし第3段落は認める。

第4段落については、西之表市長が令和4年9月9日に西之表市議会（令和4年第3回定例会）に議案第48号（財産の処分について）、議案第49号（財産の処分について）、第50号（西之表市道線の廃止について）を提出したことは認める。

第5段落については、防衛大臣が、令和4年9月12日、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法4条及び5条の各指定に関する手続きを開始したことは認める。

第6段落は認める。

第7段落は否認する。「本件各行為」について議決がなされたのは、令和4年9月に行われた第3回定例会である（乙3）。議長から辞職願が出されたのは令和5年3月の第1回定例会である。

(3) 第3項は不知。監査委員によるものであるので、詳細は知らない。

(4) 第4項は認める。

(5) 第5項のうち、監査委員作成の通知書（甲2の1及び2）に合致する事実については認め、その余は、不知。なお、第2段落中、「その後の関係職員の意見陳述に請求人らが同席することも認められなかった」という点に関しては、関係職員の意見陳述は行われていない。

4 第4は争う。

5 第5は争う。

6 第6は争う。

7 第7は争う。

### 第3 本件に関する事実関係等

#### 1 馬毛島小中学校跡地（別紙物件目録記載1の土地）の売渡しについて

##### （1）不動産売買契約及び損失補償契約の締結

八板俊輔は、西之表市長として、令和4年11月30日、国に対し、別紙物件目録記載1の土地（以下、「本件土地1」という。乙1の1及び2）を、金10,878,136円で売り渡した（甲3の2。以下、「本件契約1」という。）。

あわせて、八板俊輔は、西之表市長として、令和4年11月30日、国との間で、国が、被告西之表市に対し、前記売り渡しにより生じる損失について、建物の移転料名目で22,828,000円の補償金を支払う旨の合意をした（乙12）。本件契約1に係る売買代金との合計額は、33,706,136円であった。

##### （2）経緯

ア 本件土地1については、令和4年9月5日に国から市有地払い下げ申請書（甲3の1）が出された。申請理由は、南西地域における防衛態勢の充実の観点から、大規模災害を含む各種事態に対処する際の活動を支援するとともに、通常の訓練等のために使用され、併せて米軍の空母艦載機着陸訓練の恒久的な施設として使用される施設等を整備するため、当該用地を取得する必要があるため、というものだった（甲3の1）。

イ 同日、西之表市の公共施設等管理運用検討委員会において協議がなされ、受理することが決定された（乙13）。

公共施設等管理運用検討委員会は、西之表市公共施設等管理運用検討委員会設置要綱（平成28年西之表市告示第137号）（乙14）に基づき、本市の公共施設等の総合的かつ計画的な管理及び有効活用並びに地方自治法第244条第1項に規定する公の施設の管理運営方針等を検討するため設置されたもので、西之表市副市長、総務課長、企画課長、財産監理課長、地域支

援課長、市民生活課長、経済観光課長、農林水産課長、建設課長、福祉事務所長、教育委員会総務課長、社会教育課長、その他検討課題に係る課等の長で組織されている。

ウ 市長は、同日、土地処分委員会に対し、市有地払い下げ案を諮問した（乙15）。

土地処分委員会は、西之表市土地処分委員会条例（平成4年西之表市条例第10号、乙16）に基づき、市有地の処分を総合的かつ効率的に行うため、市長の諮問に応じ、市有地の処分に関する重要事項を審議することを目的として設置されたもので、市の職員6名に市長が必要と認める者を加え、13人以内の委員で組織されている。

同月6日、土地処分委員会は審議を行い、土地の財産処分予定価格について、西之表市の固定資産評価額との比較において、市の評価額を5パーセント上回る価格となっていること、及び、建物補償額についても、西之表市は固定資産台帳取得価格の10パーセントを残存価格相当額としたところ、建物補償額は、固定資産台帳取得価格の18.74パーセント相当の価格であり、市の計算を上回っていることを確認した上で、同予定価格が適正な価格であり、市有地払い下げ案については適当であると判断し（乙17、4頁から5頁まで）、その旨西之表市長に答申した（乙18）。

エ 同月7日、公共施設等管理運用検討委員会にて払い下げによる財産処分案について協議がなされ、同意するとの判断がなされた（甲18）。

協議では、所管課委員から、①馬毛島という地理的な環境や、仮に基地が建設された場合の建物等の維持管理の困難さ、基地施設の管理上、相手方が売却を希望していることを総合的に勘案して、売却による処分としたこと、②基地施設の管理用地の一部として予定されており、公益性、公共性が高いと判断できること等が発言され、更に「処分しようとする理由」に関する質問を受け、西之表市と防衛省との協議の場において、対象となる土地につい

ては改変区域外に位置しており、できる限り自然に配慮し、シカの生息にも資する形で跡利用をすること、建物等についても可能な限りの保存や再使用を行うこと、体験活動の延長としての立入りを求めることなどが協議されており、跡地が、例えば基地施設の用地として直接的に整備されることはないと認識していると発言がされた。ほかにこれらの説明に対する意見は出なかった。同協議の結果、議長及び所管課長である財産監理課長を除く全員の同意により、財産監理課提案のとおり、普通財産の処分に同意することとされた。（甲18、1頁から2頁まで及び6頁から7頁まで）。

オ その後、経営会議が開催された。

経営会議は、市長の最終意思決定を補完する協議機関であり、市長が主宰し、副市長、教育長、各課の長のうち、政策調整担当として市長が任命する者で構成されている（西之表市経営会議等の設置及び運営に関する規則、乙19）。土地処分委員会及び公共施設等管理運用検討委員会において適当であるということで承認されている旨の報告があり、普通財産（馬毛島小中学校跡地）の処分について、追加議案として提出することが承認された（乙20）。

カ 市長は、市議会の会期中であったため、令和4年9月9日、追加議題（議案第49号）として提案したところ、議題とすることが議決され、同日、議案審議が行われた。

同日の審議では、議案に明記された処分する財産の表示（種目、所在地、地目、地積）、売払予定額、契約の相手（住所、法人名、代表者名）について説明がなされ、質疑の中で、価格についても、説明がなされた。具体的には、売払予定価格は33,706,136円（1平方メートル当たり約3,807円）であり、この価格には建物に係る補償も含まれていること、西之表市においては、土地については、学校跡地を宅地と原野に分け、固定資産台帳に基づき算出し、建物については、建物再調達価格基準建築単価表を基

に評価額を算出したところ、土地と建物を合わせた最大の評価額（建物の評価を取得価格の1割8分で算定した場合。）が32,265,771円（1平方メートル当たり3,645円）となり、上記売払予定価格が約5パーセント上回り、上記売払予定価格は適当であると判断したこと等が説明された（乙3、265頁から266頁まで）。

議案49号は総務文教委員会に付議され、令和4年9月13日及び同月30日に同委員会で審査がなされた。令和4年9月13日には、現地視察がなされ、市長も同席して質疑が行われた。審査においては、建物の老朽化により危険が伴い、今後有効な使い道はないと考えられることから、売払いをすることにより市の収入にすべきであり、また、売払価格についても一定の評価に基づいた適正な金額である旨の賛成意見が出される一方、馬毛島の利活用については、これまでも子どもたちの体験活動を実施してきており、市史編さんについても継続して推進したい市側の意向や関係する研究者の上陸希望があることを踏まえ、議案内容は到底認められない等の反対意見も出された。令和4年9月30日、賛成少数で原案が否決された（乙3・336頁から337頁まで）。

令和4年9月30日、議会にて総務文教委員会の審査の結果が報告され、質疑、討論が行われた（乙3、336頁から353頁まで）。採決の結果、賛成多数で可決された（乙4）。

## 2 川迎旧たばこ育苗ハウス用地（別紙物件目録記載2の土地）の売渡しについて

### （1）土地の譲渡ないし契約の締結等

八板俊輔は、西之表市長として、令和4年11月30日、国に対し、別紙物件目録記載2土地（以下、「本件土地2」という。乙2の1ないし11）を、金22,600,000円で売り渡した（甲4の2。以下、当該売り渡しに係る売買契約を「本件契約2」という。）。

あわせて、八板俊輔は、西之表市長として、令和4年11月30日、国との間で、国が、被告西之表市に対し、前記売り渡しにより生じる損失について、建物の移転料名目で2,705,040円の補償金を支払う旨の合意をした(乙21)。本件契約2に係る売買代金との合計額は、25,305,040円であった。

## (2) 経緯

ア 本件土地2については、令和4年9月5日に国から市有地払い下げ申請書が出された(甲4の1)。申請理由は、自衛隊馬毛島基地(仮称)に恒常的に勤務する自衛隊員及びその家族が居住する宿舎を種子島に整備する必要があるため、というものだった(甲4の1)。

イ 同日、西之表市の公共施設等管理運用検討委員会において協議がなされ、受理することが決定された(乙13)。

ウ 市長は、同日、土地処分委員会に対し、市有地払い下げ案の適否について諮問した(乙22)。

同月6日、土地処分委員会は審議を行い、土地の財産処分予定価格について、西之表市の固定資産評価額との比較において、市の評価額を50パーセント上回る価格となっていること、及び、建物補償額についても、西之表市は固定資産台帳取得価格の10パーセントを残存価格相当額としたところ、建物補償額は、固定資産台帳取得価格の20パーセント相当の価格であり、市の計算を上回っていることを確認した上で、同予定価格が適正な価格であり、市有地払い下げ案については適当であると判断し(乙17、1頁から2頁まで)、その旨西之表市長に答申した(乙23)。

エ 同月7日、公共施設等管理運用検討委員会にて払い下げによる財産処分案について協議がなされ、同意するとの判断がなされた(甲18)。

公共施設等管理運用検討委員会での協議では、所管課委員から、①自衛隊の宿舎の建設という取得の目的に照らし、公共性が高く地域の活性化に資す

る点、処分に当たっての課題が整備されている点、地元住民の希望があるという点を基本とし、これに加え、長期にわたって建物が建設されること、契約の相手方が売却を希望していることも勘案し、売却処分がふさわしいという結論に至ったこと、②公募の手続を経ることが通常望ましいが、当該土地は、農業振興に寄与する形で活用が模索されてきたが、農地には向かないなどの判断もあり、農業振興以外の活用を検討する段階になっており、自衛隊の宿舎については、国家公務員の受入れにもつながり、公益性、公共性が高いと判断されること等が発言された。他の委員からこれらの発言に対する質問はなく、ほかに意見も出なかった。同協議の結果、議長及び所管課長である財産監理課長を除く全員の同意により、財産監理課提案のとおり、普通財産の処分に同意することとされた（甲18、1頁から2頁まで及び4頁）。

オ 経営会議においては、土地処分委員会及び公共施設等管理運用検討委員会において適当であるということで承認されている旨の報告があり、普通財産（川迎旧たばこ育苗ハウス用地）の処分について、追加議案として提出することが承認された（乙20）。

カ 市長は、市議会の会期中であったため、令和4年9月9日、追加議題（議案第48号）として提案したところ、議題とすることが議決され、同日、議案審理が行われた。

同日の審理では、議案に明記された処分する財産の表示（種目、所在地、地目、地積）、売払予定額、契約の相手（住所、法人名、代表者名）について説明がなされ、質疑の中で、価格等についても、説明がなされた。具体的には、売払予定価格は25,305,400円（1平方メートル当たり約3,600円）であり、この価格には建物に係る補償も含まれていること、西之表市においては、土地については固定資産台帳に基づき算出し、建物については建物再調達価格基準建設単価表をもとに評価額を算出したところ、土地と建物を合わせた最大の評価額（建物の評価を取得価格の2割で算定した場

合。)が17,768,658円(1平方メートル当たり約2,528円)となり、上記売払予定価格が約4.2パーセント上回り、上記売払予定価格は適当であると判断したこと等が説明され(乙3、262頁から263頁まで)、また、当該土地については、これまで農業振興に寄与する形での活用が模索されていたが、農地としては向かないとの状況もあり、農業振興以外の活用を検討する段階となり、普通財産へ移管したところ、普通財産の活用を図るに当たっては、まず、他の行政目的に利活用できないかを検討し、それに当たらない場合、その後、民間も含めて広く利活用策を検討する方針の下、自衛隊宿舎については、国家公務員の受入れにもつながり、公益性、公共性が高いと判断されたことから、処分が適法であるとの方針を決定したこと等が説明された(乙3、263頁から264頁まで)。

議案48号は総務文教委員会に付議され、令和4年9月13日及び同月30日に同委員会で審査がなされた。令和4年9月13日には、現地視察がなされ、市長も同席して質疑が行われた。同審査では、防衛省への売払価格が安いので、市としてももう少し交渉すべきだという市民の声があり、その交渉時間を確保するためにも本会議で結論を出さずにもう少し審査をすべきではないか、9月5日に市有地の払い下げ申請があり、9日の上程というのは市民への説明、周知も足らず、あまりにも拙速で、庁内の協議内容も不明確であり、広く市民へ説明する機会を設け、十分な議論を尽くす必要があるのではないかといった質疑がされた。令和4年9月30日、賛成少数で原案が否決された。

令和4年9月30日、議会にて総務文教委員会の審査の結果が報告され、質疑、討論が行われた(乙3、326頁から336頁まで)。採決の結果、賛成多数で可決された(乙5)。

第4 本件土地1及び2の譲渡は、いずれも地方自治法第237条第2項に違反しないこと

1 原告ら及び参加原告の主張

原告ら及び参加原告は、八板俊輔がした本件契約1及び本件契約2の締結が「周辺の土地の取引実績との比較などが行われておらず、適正な対価でないにもかかわらず、地方自治法96条1項6号に基づく議会の決議を欠き、同法237条2項に反し、違法である」旨主張する（訴状第4第3項、第5第1項、共同訴訟参加申出書の請求の原因第1項）。

2 地方自治法第237条第2項の趣旨等

地方自治法第237条第2項は、「第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。」と規定している。なお、同法第96条第1項は、「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない」として、同項第6号は、「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。」を規定している。

普通地方公共団体の財産を適正な対価なくして譲渡することが原則として禁止されるのは、財産を無償又は特に低廉な価格で譲渡するときは、財政の運営上多大の損失を被りかねないのみならず、特定の者の利益のために運営がゆがめられることともなり、ひいては住民の負担を増高させ、また、地方自治を阻害する結果となるおそれがあるためである。「譲渡」とは、無償譲渡すなわち譲与と有償譲渡をいい、「適正な対価」とは、通常は当該財産が有する市場価値（時価）をいう（乙24、986頁）。

以上を本件についてこれを見ると、次のとおりである。

### 3 本件土地1の土地は適正な対価で譲渡されたものであること

西之表市は、固定資産税の評価額を基礎に、価格を算定した。すなわち、西之表市は、令和2年に固定資産税評価を行っており、令和4年度評価額は、土地2筆の合計で7,243,020円であった(乙25)。これを10割に割り戻すと、10,347,171円(①)となった。

建物は、建築価格を基に経過年数を考慮して減価償却した価格を現在価格として管理することとしている。補償対象となる建物は8棟あり、そのすべてが鉄筋コンクリート造であり、耐用年数は47年とされている。なお、建物の用途は校舎2棟、園舎1棟、講堂1棟、住宅4棟となっている。また、補償対象となる建物は、昭和39年3月から昭和48年3月に建築された建物であり、建築年が古く、建築価格が不明なため、建物再調達価格基準建築単価表(乙27、別表7)に規定された平方メートル当り単価に床面積を乗じて得た価格を取得価格と算定したところ、合計121,770,000円であった(乙28)。建築から49年ないし58年経過しており、耐用年数を超過しているため、減価償却計算により現在価格を試算したところ、8円(1棟1円)となるが、平成19年以前の残存価格の考え方である固定資産取得価額の1割を残存価値相当として判断し、12,177,000円(②)とした。これに対し、防衛省から提示された価格は、土地10,878,136円(土地2筆)、建物補償22,828,000円(建物8棟)、合計33,706,136円であった。

以上のとおり、市による評価額は、土地及び建物の合計で22,524,171円(①+②)であり、防衛省の提示はこれを上回るものであり、適正な対価であると認められたため、提示された額(33,706,136円)を売り渡し価格として議会の議決を得た(前記第3第1項(2)オ)。

したがって、本件土地1の譲渡は適正な対価でされたものであるため、原告ら及び参加原告の「適正な対価ではないにもかかわらず、地方自治法96条1項6号に基づく議会の議決を欠き、同法237条2項に反し、違法である」と

の指摘は当たらない。

#### 4 本件土地2は適正な対価で譲渡されたものであること

西之表市は、土地について、固定資産税の評価額を基礎に、価格を算定した。すなわち、西之表市は、令和2年に固定資産税評価を行っており、令和4年度評価額は、土地11筆の合計で15,621,000円であった(乙25及び26)。これを10割に割り戻すと、22,315,715円(①)となった。

建物は、建築価格を基に経過年数を考慮して減価償却した価格を現在価格として管理することとしている。補償対象となる建物は1棟あり、鉄筋コンクリート造であり、耐用年数は47年とされている。また、補償対象となる建物は、昭和51年3月31日に建築されたものであり、建築年が古く、建築価格が不明なため、建物再調達価格基準建築単価表(乙27、別表7)に規定された平方メートル当り単価に床面積を乗じて得た価格を取得価格と算定したところ、13,525,200円であった(乙29)。建築から47年経過しており、耐用年数を超過しているため、帳簿上の残存価格は1円となるが、平成19年以前の残存価格の考え方である固定資産取得価額の1割を残存価値相当として判断し、1,352,520円(②)とした。

これに対し、防衛省から提示された価格は、土地22,600,000円、建物補償2,705,040円、合計25,305,040円であった。

以上のとおり、市による評価額は、土地及び建物の合計額は23,668,235円(①+②)あり、防衛省の提示はこれを上回るものであり、適正な対価であると認められたため、提示された額(25,305,040円)を売り渡し価格として議会の議決を得た(前記第3第2項(2)オ)。

したがって、別紙物件目録記載2の土地の譲渡は適正な対価でされたものであるため、原告ら及び参加原告の「適正な対価ではないにもかかわらず、地方自治法96条1項6号に基づく議会の議決を欠き、同法237条2項に反し、違法である」との指摘は当たらない。

第5 本件契約1の締結及び本件契約2の締結は、いずれも地方自治法第234条第2項に違反しないこと

1 原告ら及び参加原告の主張

原告ら及び参加原告は、八板俊輔がした本件契約1及び本件契約2の締結が「随意契約により行われたが、地方自治法施行令167条の2各号のいずれにも当たらないので、地方自治法234条2項に反し違法である」旨主張する（訴状第4第4項、共同訴訟参加申出書の請求の原因第1項）。

2 地方自治法第234条第2項の趣旨等

地方自治法第234条第1項は、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定し、同条第2項は、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定している。これは、法が、普通地方公共団体の締結する契約については、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという観点から、一般競争入札の方法によるべきことを原則とし、それ以外の方法を例外的なものとして位置付けている。そして、そのような例外的な方法の一つである随意契約によるときは、手続が簡略で経費の負担が少なく済み、しかも、契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定できるという長所がある反面、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実により左右されるなど公正を妨げる事態を生じるおそれがあるという短所も指摘され得ることから、地方自治法施行令第167条の2第1項は前記法の趣旨を受けて同項に掲げる一定の場合に限定して随意契約の方法による契約の締結を許容することとしたものと解される（乙24の902、903、921及び922頁）。

ところで、同項第2号は、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体

が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と規定しているところ、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、不動産の買入れ又は借入れに関する契約のように当該契約の目的物の性質から契約の相手方がおのずから特定の者に限定されてしまう場合や契約の締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要とされる場合など当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いがなく、公用、公共用又は公共の利益となるべき事業の用に供するため必要な物件を直接公共団体又は事業者に売り払うときや、国又は地方公共団体と直接契約を締結するときも例示されているところである（乙30及び31）。そして、必ずしも上記のような場合に限定されるものではなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項第2号に掲げる場合に該当するものと解されるべきである。また、そのような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者（普通地方公共団体の長その他契約の締結権限を有する者）の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解されるべきである（最高裁昭和62年

3月20日第二小法廷判決・民集41巻2号189頁参照)。

以上を本件についてこれをみると、次のとおりである。

3 本件契約1については「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に当たること

本件契約1は、国から、南西地域における防衛態勢の充実の観点から、大規模災害を含む各種事態に対処する際の活動を支援するとともに、通常の訓練等のために使用され、併せて米軍の空母艦載機着陸訓練の恒久的な施設として使用される施設等を整備するため、当該用地を取得する必要があるとの理由で、本件土地1の土地の譲渡の払下げの申請を受け、八板俊輔が西之表市長として随意契約の方法により締結したものである。前記第4第3項のとおり、国は、西之表市がした不動産評価を上回る対価を提示し、基地の安定的な運用を図るために当該用地の売却を要望する一方、当該用地は改変区域外であり、できる限り自然に配慮する形で後利用を図りたい旨の申出もしており、構造物を造るなどの具体的な説明もしなかった(乙3、338頁から339頁まで)。国を相手方とする契約であるほか、以上のような本件契約1の締結に至る経緯、目的、内容等に照らし、本件契約1が「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に当たり、随意契約による方法で締結できることは明らかである。

したがって、本件契約1の締結は「随意契約により行われたが、地方自治法施行令167条の2各号のいずれにも当たらないので、地方自治法234条2項に反し違法である」との指摘は当たらない。

4 本件契約2については、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に当たること

本件契約2は、国から、自衛隊馬毛島基地(仮称)に恒常的に勤務する自衛隊員及びその家族が居住する宿舎を種子島に整備する必要があるとの理由で、本件土地2の土地の払下げの申請を受け、八板俊輔が西之表市長として随意契約の方法により締結したものである。前記第4第4項のとおり、国は、西之表

市がした不動産評価を上回る対価を提示したところ、西之表市においては、従前、これらの土地は農業振興に寄与する形での活用が模索していたが、農地としては向かないとの状況もあり、農業振興以外の活用を検討する段階になっており、自衛隊宿舎としての利活用については、国家公務員の受入れにもつながり、公益性、公共性が高いと判断したものである（乙3、263頁から264頁まで）。国を相手方とする契約であるほか、以上のような本件契約2の締結に至る経緯、目的、内容等に照らし、本件契約2が「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に当たり、随意契約による方法で締結できることは明らかである。

したがって、本件契約2の締結が「随意契約により行われたが、地方自治法施行令167条の2各号のいずれにも当たらないので、地方自治法234条2項に反し違法である」との指摘は当たらない。

## 第6 結論

よって、被告西之表市長は、請求の趣旨第1項について速やかに棄却されること、被告西之表市は、請求の趣旨第2項について速やかに却下されることを求める。

以 上

(別紙)

物 件 目 録

1 土地

- |     |     |                |
|-----|-----|----------------|
| (1) | 所 在 | 西之表市馬毛島字八重石    |
|     | 地 番 | 9 番 1 9 5      |
|     | 地 目 | 原野             |
|     | 地 積 | 4 1 9 2 平方メートル |
| (2) | 所 在 | 西之表市馬毛島字八重石    |
|     | 地 番 | 9 番 2 1 8      |
|     | 地 目 | 学校用地           |
|     | 地 積 | 4 6 6 1 平方メートル |

2 土地

- |     |     |                    |
|-----|-----|--------------------|
| (1) | 所 在 | 西之表市西之表字上ノ田        |
|     | 地 番 | 1 4 9 3 9 番        |
|     | 地 目 | 宅地                 |
|     | 地 積 | 2 5 8 . 8 6 平方メートル |
| (2) | 所 在 | 西之表市西之表字上ノ田        |
|     | 地 番 | 1 4 9 4 0 番        |
|     | 地 目 | 畑                  |
|     | 地 積 | 8 3 4 平方メートル       |
| (3) | 所 在 | 西之表市西之表字上ノ田        |
|     | 地 番 | 1 4 9 4 0 番乙       |
|     | 地 目 | 原野                 |
|     | 地 積 | 1 2 9 平方メートル       |

- (4) 所 在 西之表市西之表字上ノ田  
地 番 1 4 9 4 1 番  
地 目 畑  
地 積 4 5 1 平方メートル
- (5) 所 在 西之表市西之表字上ノ田  
地 番 1 4 9 4 2 番  
地 目 畑  
地 積 5 8 1 平方メートル
- (6) 所 在 西之表市西之表字上ノ田  
地 番 1 4 9 4 3 番 1  
地 目 原野  
地 積 1 6 1 6 平方メートル
- (7) 所 在 西之表市西之表字上ノ田  
地 番 1 4 9 4 3 番 2  
地 目 原野  
地 積 2 8 6 平方メートル
- (8) 所 在 西之表市西之表字上ノ田  
地 番 1 4 9 4 3 番 3  
地 目 原野  
地 積 3 4 6 平方メートル
- (9) 所 在 西之表市西之表字上ノ田  
地 番 1 4 9 4 4 番  
地 目 畑  
地 積 5 3 6 平方メートル
- (10) 所 在 西之表市西之表字上ノ田  
地 番 1 4 9 5 0 番 1 0

	地	目	原野
	地	積	1 2 7 5 平方メートル
(1)	所	在	西之表市西之表字上ノ田
	地	番	1 4 9 6 2 番 1
	地	目	原野
	地	積	7 0 9 平方メートル

以 上